五	請求の変更	変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額
六	反訴の提起	一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額
七	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法第百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における参加にあつては二の項イ又は三の項イ）、第一審において請求について判断しない参加にあつては二の項イ）により算出して得た額
八	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）
九	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千百円）
一〇	和解の申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）
一一	支払督促の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　請求の目的の価額に応じ、一の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ　二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千五百円）
一二	行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	二千円
一三	イ　民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の秘匿決定の取消しの申立て、秘匿決定に係る閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、秘匿決定に係る閲覧等の制限の取消しの申立て、秘匿決定者に対する証拠調べの申立て、秘匿決定者に対する証拠保全の申立て、訴訟記録の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、訴訟記録の閲覧等の制限の取消しの申立て、訴訟記録の閲覧等の制限の取消しの決定に対する即時抗告の提起前における証拠調べの申立て、訴訟記録の閲覧等の制限の取消しの決定に対する即時抗告の提起前における証拠保全の申立て、訴訟記録の閲覧等の制限の取消しの決定に対する即時抗告の提起後における証拠調べの申立て、訴訟記録の閲覧等の制限の取消しの決定に対する即時抗告の提起後